

善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項を定めることにより、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、市民一人ひとりが自分らしく生きることができる共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。)が異性愛のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者の間の関係であって、互いに人生のパートナーとして尊重し日常生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の子(養子を含む。以下同じ。)又は父母等の近親者との関係であって、互いに家族として尊重し日常生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにある者が、市長に対し、双方が互いのパートナー又は家族であることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 宣誓をしようとする者の一方若しくは双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
 - (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がない、かつ、当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
 - (4) 宣誓をしようとする者の双方が民法第734条に規定する近親者(直系血族、三親等内の傍系血族)又は民法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。
- 2 ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) パートナーシップにある者以外の者とのファミリーシップにないこと。

(2) 宣誓をすることによりファミリーシップになることについて同意していること。

ただし、15歳未満である場合は、その親権者が同意していること。

(3) パートナーシップにある者の一方若しくは双方の子又は父母等の近親者であること。ただし、未成年の子である場合は、当該パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にしていること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、担当課職員の面前において、善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓時において市内に住所を有していない者は、転出先として本市が記載された転出証明書の写し

(3) 戸籍抄本又は独身証明書その他これに類する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書（第2号様式）

(2) ファミリーシップ対象者とパートナーシップの宣誓をする者の親族関係を証明する書類その他これに準ずる書類

(3) ファミリーシップの対象者が未成年である場合は、パートナーシップの宣誓をする者の一方又は双方と生計が同一であることを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項第2号の書類を添えて宣誓をした者は、原則として宣誓後14日以内に、市内に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出しなければならない。

4 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出する時に、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、登録証明等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 パートナーシップの宣誓をしようとする者の双方及びファミリーシップの宣誓をしよ

うとする15歳以上の子又は父母等の近親者は、当該者の氏名を宣誓書に記載するときは、自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

6 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時、場所等について、事前に市と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類(社員証、学生証、郵便物等)を宣誓時に提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がされた場合において、第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に対し、善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(第3号様式。以下「証明書」という。)及び善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(第4号様式。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて宣誓者に交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない者が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写しを交付し、第4条第3項に定める書類の提出後に証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用した場合は、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を証明書等の裏面に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 宣誓者は、証明書等を紛失又は汚損したときは、市長に対し、善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(第5号様式)により、証明書等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、証明書等を再交付するものとする。

3 第4条第4項の規定は、第1項の申請をする者に係る本人確認について準用する。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(第6号様式。以下「記載事項変更届」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名又は通称名に変更があったとき。

(2) 宣誓者のいずれかが市内で転居したとき。

(3) ファミリーシップ対象者の追加又は削除を希望するとき。

2 市長は、前項の理由による記載事項変更届の提出を受けた場合は、その内容を審査し、

変更後の証明書等を宣誓者に交付（前項第2号の規定による変更の場合を除く。）するものとする。

3 第4条第4項の規定は、第1項の届出をする者に係る本人確認について準用する。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（第7号様式）に証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

（1）双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2）パートナーシップにある一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、パートナーシップにある一方が転出する場合においては、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情による一時的な場合を除く。

（3）第11条の規定により、宣誓が無効となったとき。

（4）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。ただし、パートナーシップにある一方が死亡し、他の一方が返還を希望しない場合は、この限りではない。

2 第4条第4項の規定は、前項の届出をする者に係る本人確認について準用する。

（宣誓に関する申立て）

第10条 宣誓書に氏名等を記載されたファミリーシップ対象者は、市長に善通寺市ファミリーシップ証明に関する申立書（第8号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、証明書等から当該氏名等を削除するよう申立てをすることができる。

ただし、未成年の子は満15歳に達した日以後に申立てをすることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定により、申立書を提出した者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した証明書等を交付するものとする。

（無効となる宣誓）

第11条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該証明書等を無効とする。

2 市長は、前項の規定により無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則（令和3年11月30日善通寺市告示第159号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の善通寺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により交付されているパートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードは、それぞれ、この告示による改正後の善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により交付された善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書又は善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードとみなす。